電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表　　別紙

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０５・２９資第１６号）

（傍線部分は改正、現行欄の二重傍線部分は削る部分）

改　正　後	改　正　前
第１　審査基準 （１）～（１３）［略］ （１４）第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・②　［略］ ③　広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる電源入札拠出金（将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に、広域的運営推進機関が実施する電源入札等に係るものに限る。以下同じ。）を課された場合 （１５）～（４３）［略］ （４４）第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可 第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第３項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする ①・②　［略］ ③　電気を供給する事業の用に供する発電用の電気工作物（次	第１　審査基準 （１）～（１３）［略］ （１４）第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・②　［略］ ③　広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる電源入札拠出金を課された場合 （１５）～（４３）［略］ （４４）第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可 第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第３項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする ①・②　［略］ ③　電気を供給する事業の用に供する発電用の電気工作物（次

改　正　後	改　正　前
に掲げる発電設備を含む。以下この③において同じ。）その他の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることが可能である場合（当該発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることができない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の５割以上に応ずることが可能であり、かつ、小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に応ずることが可能である場合を含む。） イ～ニ　［略］ ④　［略］ （４５）～（５２）［略］ （５３）第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定 第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定に係る審査基準については、同条第３項各号に認定の基準が規定されており、より具体的には、次のような場合とする。 ①　整備等計画が第２８条の４８第１項の規定による届出のあった広域系統整備計画の内容と整合しており、当該整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要である場合［第１号要件］ ②　整備等計画に記載された整備又は更新しようとする電気工作物の規模について、こう長が１００キロメートル以上又は送電容量が１００万キロワット以上である場合［第１号要件］ ③　整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性	に掲げる発電設備を含む。以下この③において同じ。）その他の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることが可能である場合（当該発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることができない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の５割以上に応ずることが可能であり、かつ、小売電気事業者又は特定卸供給事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に応ずることが可能である場合を含む。） イ～ニ　［略］ ④　［略］ （４５）～（５２）［略］ ［新設］

改　正　後	改　正　前
の有無の観点から適切である場合、より具体的には、電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての適切性を有していると判断される場合［第１号要件］ ④　整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者が、整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合（第２８条の４０第１項第５号の３の規定による広域的運営推進機関からの必要な資金の貸付けを受けた場合にあっては、金融機関からの資金の調達を考慮してもなお当該整備等計画の整備又は更新の実施に必要な資金が不足することが認められる場合）［第２号要件］ ⑤　整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者が、整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の財政面の蓋然性が高く、当該整備等計画を確実に遂行するに足りる経理的基礎を有する場合［第２号要件］ ⑥　整備等計画の実施のために必要な許認可の取得状況等から見て、当該整備等計画が確実な資料によるものである場合［第２号要件］	
（５４）第２８条の５２の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可 第２８条の５２の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそ	（５３）第２８条の５０の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可 第２８条の５０の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼす

改　正　後	改　正　前
れがないと認められることとする。 ①～⑥　［略］	おそれがないと認められることとする。 ①～⑥　［略］
（５５）第２８条の５３第１項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 第２８条の５３第１項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。 ①・②［略］	（５４）第２８条の５１第１項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 第２８条の５１第１項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。 ①・②［略］
（５６）第２８条の５５第１項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可 第２８条の５５第１項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。	（５５）第２８条の５３第１項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可 第２８条の５３第１項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。
（５７）第２８条の５５第６項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可 第２８条の５５第６項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託に係る審査基準については、業務の委託が次に掲げる全ての要件に適合していると認められる	（５６）第２８条の５３第６項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可 第２８条の５３第６項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託に係る審査基準については、業務の委託が次に掲げる全ての要件に適合していると認められる

改　正　後	改　正　前
ときでなければ、認可しないものとする。 ①・②［略］	ときでなければ、認可しないものとする。 ①・②［略］
（５８）～（６４）　［略］	（５７）～（６３）　［略］
（６５）第２８条の５９の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令 第２８条の５９の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。	（６４）第２８条の５７の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令 第２８条の５７の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。
（６６）～（６８）［略］	（６５）～（６７）［略］
（６９）第９９条の１０の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可 第９９条の１０の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ①　［略］ ②　第１の（６４）④イに適合すること。	（６８）第９９条の１０の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可 第９９条の１０の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ①　［略］ ②　第１の（６２）④イに適合すること。
（７０）～（７４）［略］	（６９）～（７３）［略］
第２　処分の基準 （１）［略］ （２）第２条の１２第２項の規定による小売電気事業者に対する供	第２　処分の基準 （１）［略］ （２）第２条の１２第２項の規定による小売電気事業者に対する供

改　正　後	改　正　前
給能力の確保等に係る命令 第２条の１２第２項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合とする。 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ （３）～（９２）［略］	給能力の確保等に係る命令 第２条の１２第２項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①　定常的に、供給能力の不足を発生させている場合 ②　短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合 ③　過去の実績や需要の性質に照らして、供給能力の確保が十分ではなく、実需給の段階で、供給能力不足を発生させる蓋然性が高いと認められる場合 ④　広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合 （３）～（９２）［略］
備考：表中の［　］は注記である。	